

ごみの出し方についてのお願い

株式会社東洋クリーナー
TEL 082-232-6649

※ごみの分別は必ず遵守して下さい。

種類	排出方法	内容	
1 可燃ごみ (白地の袋に赤の文字)	広島市指定袋 (可燃ごみ用)	生ごみ、弁当ガラ、茶かす、たばこの吸殻、貝殻、食材などの付着したトレー、ビニール、固めた食用油、紙おむつ、ティッシュペーパー、紙皿、紙コップ、割り箸、木くず、落ち葉、剪定ごみ、カーボン紙、汚れた紙くず、 ※空き缶、ペットボトル等異物は混入させないで下さい。	
2 プラスチックごみ (透明の袋で緑の文字)	広島市指定袋 (プラスチックごみ用)	包装用ビニール、ナイロン、緩衝材、家電等の緩衝材として使用されている発泡スチロール、PPバンド、洗剤等の空容器、家庭用プリンターのトナー、CD、フロッピー、クリアファイル、長靴・運動靴、文具・事務用品等のプラと金属の混合物(プラの割合が半分以上の物) ※金具が付いたファイルもプラスチック用指定袋で出してください。 ※食品等で汚れたパック、トレー類は可燃ごみ扱いとなります。	
3 不燃ごみ (透明の袋でオレンジの文字)	広島市指定袋 (不燃ごみ用)	陶磁器類(食器・茶碗・皿等)、植木の土・砂利、保冷剤(少量のみ)、電源ケーブル、使用済みホッカイロ、傘、文具・事務用品等のプラと金属の混合物(金属の割合が半分以上の物) ※傘は45リットルの不燃ごみ指定袋に入れてください。 一度(1袋での)に出す量は5本まで。 ※片手で持てる程度の重量までをお願いします。	
ビン・カン・ペットボトル	透明及び半透明の袋	飲み物・調味料の空缶・空瓶・ペットボトル・など ※中身は空にしてお出ください。 ※スプレー缶・ガスボンベ等は火災防止のため最後まで使いきり、必ず穴を開けてから出してください。	
発泡スチロール	原型又は 透明及び半透明の袋	鮮魚青果用の発泡スチロール ※小さいものは袋に入れて出してください。※家電等の緩衝材で使用されている発泡スチロールはプラスチック用指定袋で出してください	
リサイクル古紙	紐やテープで縛るか ダンボールケースに 詰める	新聞、雑誌、OA用紙、チラシ、伝票類、メモ紙、はがき、封筒(窓付のフィルムのある物は燃えるごみ)、名刺、包装紙、厚紙、商品の空箱(チケン紙)など、 ※原則として異物のついていないものに限り、 ※カーボン紙・複写可能な伝票類は可燃ごみ扱い	
シュレッダー	透明及び半透明の袋	原則として紙のみ ※ラミネートされたものやCD等はいれなくて下さい	
ダンボール	たたんで紐・テープで縛るか ダンボールケースに詰める		
別途料金対象物	4 機密書類	段ボール箱に まとめて封印する	原則、紙以外はいれなくて下さい ※カーボン紙・複写可能な伝票類は可燃ごみ扱いとなります。 ※クリアファイルやキングファイル等から取り外してお出ください。 目安として10箱程度まとまってからご依頼ください
	5 大型ごみ・有害ごみ一時多量ごみ	原型	家電製品全般(小型家電含む)、パソコン、プリンター、事務椅子、事務机、自転車、掃除機、タンス、テーブル他 蛍光灯・乾電池、バッテリーなど 定期収集対象外で、別途料金扱いとなります。

- 各指定袋(1、2、3)には、社名、店名等を必ず明記して、袋の口をしっかりと縛って中身が出ないようにしてからお出ください。
- 上記ごみを出される場合も、多量に出される場合は別途対応となる場合があります。事前にご相談をお願いいたします。
- 4、5項に該当するごみを出される際は事前にご連絡、ご相談をいただきますようお願いいたします。
- ご不明な点については恐れ入りますが、ご連絡を下さいますようお願いいたします。